

(別表)

	1号事案	2号事案
審査請求に係る諮問の番号	30中経行第591号	30中経行第609号
区政情報公開請求日	平成30年4月3日	平成30年5月25日
請求情報の内容	<p>「中野区個人情報の保護に関する条例第40条の2：苦情の処理は、除外可の場合のもの求める。</p> <p>「福祉オンブズマン苦情調査書(H30,2/28)」の逆説主張の〇〇係長(H30,4/3)は、委員への偽証示したが、〇〇係長は、調査終了一点張り。〇〇係長へ苦情再三出すも、「〇〇係長」一点張り。尚、〇〇係長は、「〇〇係長」一点張り。〇〇係長は、「委員の調査上主張」逆説：委員は、「当院の誤り」主張の記録(H30,2/28)・当院⇔〇〇係長は(H30,4/3)は、「〇〇係長の誤り」主張至る。福祉オンブズマン調査後の調査上逆説は、中野区機能失墜。調査無効示すもの。或いは、調査上の偽証。又、「合致出来ない保身。人事分野は、「非行」否認の場当たり容認。</p> <p>誠の行政機関なら、「相違」する委員の調査結果後の否定主張しない。」</p>	<p>「①中野区個人情報の保護に関する条例第14条・第18条の適用(応)除外するのが分かるもの求める。」</p>
区政情報不存在通知書の番号及び日付	30中経経第220号 平成30年4月13日	30中経経第785号 平成30年6月11日
区政情報不存在通知書の「請求情報に該当する文書等が存在しない理由」	中野区個人情報の保護に関する条例第40条の2で規定される苦情の処理について除外できると旨を定めた文書等を作成及び保有していないため。	中野区個人情報の保護に関する条例第14条・第18条で規定されている事項について適用除外できる旨の文書等を作成及び保有していないため。
審査請求書の「3 審査請求の趣旨及び理由」	<p>「趣旨：処分取消せよ。」</p> <p>「理由：生活保護は、苦情拒否多々有、健康福祉部経営管理〇〇係長は、苦情と争うこと多々有。職員「係長」らの事実行為の適正示すもの要す。※「公務員倫理条例」中野区施行。」</p>	<p>「趣旨：生活援護分野〇〇係長は、適正管理怠り、不正確な個人情報(レセプト否定行為)が、外部提供された平成29年10月16日行為。釈明上「問題ありません(福祉オンブズマン〇〇委員の調査書内の〇〇副参事・〇</p>

		○係長の主張)」説明有。正当行為と示すもの要す為、処分取消求む。」 「理由：「事実行為」公務上の適正示すもの要す。」
弁明書の日付	平成30年7月30日	平成30年7月30日
反論書の日付	平成30年8月14日	平成30年8月14日